

令和 7 年 9 月市議会定例会

議 案

焼 津 市

令和 7 年 9 月市議会定例会

議 案 目 次

議案番号	件 目	頁
認第 8 号	令和 6 年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について	別冊
認第 9 号	令和 6 年度焼津市し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第10号	令和 6 年度焼津市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第11号	令和 6 年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第12号	令和 6 年度焼津市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第13号	令和 6 年度焼津市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第14号	令和 6 年度焼津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第15号	令和 6 年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第16号	令和 6 年度焼津市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第17号	令和 6 年度焼津市水道事業会計決算認定及び剰余金処分案について	〃
認第18号	令和 6 年度焼津市病院事業会計決算認定について	〃
認第19号	令和 6 年度焼津市公共下水道事業会計決算認定について	〃
認第20号	焼津市教育委員会教育長の任命について	別冊
認第21号	焼津市教育委員会委員の任命について	〃
認第22号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
議第67号	令和 7 年度焼津市一般会計補正予算（第 4 号）案	別冊
議第68号	令和 7 年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第69号	令和 7 年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第70号	令和 7 年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第 2 号）案	〃
議第71号	焼津中央広場条例を廃止する条例の制定について	1
議第72号	焼津市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2
議第73号	焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議第74号	焼津市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について	8
議第75号	自主運行バス車両の取得について	10
議第76号	衛生車（バキューム車）の取得について	11
議第77号	焼津市役所大井川庁舎改修工事（建築工事）（債務負担）請負契約の締結について	12
議第78号	焼津市道路線の認定について	13
議第79号	令和 7 年度焼津体育館建設工事（建築工事）（債務負担）請負契約の締結について	14
議第80号	令和 7 年度焼津体育館建設工事（電気設備工事）（債務負担）請負契約の締結について	15
議第81号	令和 7 年度焼津体育館建設工事（機械設備工事）（債務負担）請負契約の締結について	16
報第16号	令和 6 年度焼津市土地開発公社の決算状況について	別冊
報第17号	令和 6 年度の焼津市の財政の健全化に関する比率の報告について	17

報第18号	私債権の放棄について	20
報第19号	専決処分事件の報告について（構築物破損事故に起因する損害賠償事件について）	21
報第20号	専決処分事件の報告について（構築物破損事故に起因する損害賠償事件について）	22
報第21号	専決処分事件の報告について（交通事故に起因する損害賠償事件について）	23

焼津中央広場条例を廃止する条例の制定について

焼津中央広場条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津中央広場条例を廃止する条例（案）

焼津中央広場条例（平成5年焼津市条例第38号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

焼津市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）

焼津市地区計画区域における建築物の制限に関する条例（平成7年焼津市条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名中「建築物」を「建築物等」に改める。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「第68条の2第1項」の次に「及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項」を加え、「の用途、構造及び敷地」を削る。

第3条中「別表第2区域欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の地区に区分している場合）」を「計画区域等（会下ノ島石津地区整備計画区域以外の計画区域にあつては、計画区域をいい、会下ノ島石津地区整備計画区域に、「同表地区欄に掲げる地区。以下同じ」を「当該区域に係る別表第2建築してはならない建築物の項で定める地区をいう。次条において同じ」に、「それぞれ同表建築してはならない建築物欄に掲げる」を「同表建築してはならない建築物の項で定める」に改める。

第9条第1項第2号中「第4条」を「第5条、第6条又は第7条」に改め、同項第3号中「法」を「建築基準法」に改め、同条を第13条とし、第8条を第12条とし、第7条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（建築物の緑化率の最低限度）

第10条 建築物の緑化率（都市緑地法第34条第2項に規定する緑化率をいう。以下同じ。）は、別表第2に掲げる計画区域に応じ定める数値以上としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為等に係る建築物については、同項の規定は、適用しない。

(1) 当該計画区域内における緑化率の最低限度を定める条例の規定の施行の際、既に着手していた新築及び増築

(2) 増築後の建築物の床面積の合計が当該計画区域内における緑化率の最低限度を定める条例の規定の施行の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内の増築

（報告及び立入検査）

第11条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、建築物等の所有者、管理者若しくは占有者、工事主、設計者、工事監理者若しくは

工事施工者に対し、建築物の建築等若しくは工作物の建設等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物の敷地若しくは工作物の存する土地若しくは工事現場に立ち入り、建築物等、その材料その他建築物等に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 建築物等の所有者、管理者、占有者、工事主、設計者、工事監理者及び工事施工者は、第1項の規定による立入検査を拒むことはできない。

第6条中「法第3条第2項」を「建築基準法第3条第2項」に、「第4条」を「第5条」に改め、「建築物」の次に「（駅北二丁目・三丁目地区整備計画区域及び会下ノ島石津地区整備計画区域内に建築されるものに限る。）」を加え、「法第3条第3項第3号及び第4号」を「建築基準法第3条第3項第3号及び第5号」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（建築物の容積率の最低限度）

第6条 計画区域内における建築物の容積率は、別表第2に掲げる計画区域に応じ定める数値以上でなければならない。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについてはこの限りではない。

（建築物の建築面積の最低限度）

第7条 計画区域内における建築物の建築面積は、別表第2に掲げる計画区域に応じ定める数値以上でなければならない。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについてはこの限りではない。

第5条を削る。

第4条の見出し中「壁面」を「建築物の壁面」に改め、同条中「別表第2区域欄に掲げる区域内においては、」を「計画区域内における」に、「同表」を「別表第2に掲げる計画区域に応じ定める」に改め、「欄に掲げる制限」を削り、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（建築物の敷地が計画区域等の内外にわたる場合の措置）

第4条 建築物の敷地が計画区域等の内外にわたる場合における前条の規定の適用については、その敷地の過半が計画区域等に属するときには当該建築物の全部について同条の規定を適用し、その他のときには当該建築物の全部について同条の規定を適用しない。
別表第1に次のように加える。

栄町第一地区整備計画区域	志太広域都市計画地区計画栄町第一地区計画（令和7年焼津市告示第66号）において地区整備計画が定められている区域
--------------	---

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条～第7条、第10条関係）

1 駅北二丁目・三丁目地区整備計画区域

制限の区分	制限の内容
建築してはならない建築物	(1) 昭和41年建設省告示第3482号に定める都市計画道路西町通り線又は昭和35年静岡県告示第218号に定める県道焼津岡部線（以下「適用路線」と総称する。）に面する建築物で、1階部分の全部を居住の用に供するもの (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (4) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの (5) 倉庫業を営む倉庫
建築物の壁面の位置の制限	適用路線の道路境界線（道路が交差する場所（道路の曲がり角を含む。）の隅切部分においては、隅切部分以外の道路境界線を延長した線。以下同じ。）から建築物の1階部分の外壁（延長が3メートル以上の出窓を含む。）又はこれに代わる柱の面までの距離は、1メートル以上とする。
建築物の容積率の最低限度	制限なし
建築物の建築面積の最低限度	制限なし
建築物の緑化率の最低限度	制限なし

2 会下ノ島石津地区整備計画区域

制限の区分	制限の内容
建築してはならない建築物	(1) 地域産業集積地区（A地区） ア 自動車教習所 イ 床面積が15平方メートルを超える畜舎

	(2) 一般住宅施設地区 (B地区) 制限なし (3) 沿道サービス商業地区 (C地区) ア ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 イ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ウ 自動車教習所 エ 床面積が15平方メートルを超える畜舎 オ 床面積が1,500平方メートルを超える倉庫業を営む倉庫 (4) 地域産業型沿道商業地区 (D地区) ア 自動車教習所 イ 床面積が15平方メートルを超える畜舎 (5) 地域利便商業地区 (E地区) ア ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 イ 自動車教習所 ウ 床面積が15平方メートルを超える畜舎 (6) 教育・寺社施設用地地区 (F-1地区) ア 自動車教習所 イ 床面積が15平方メートルを超える畜舎 (7) 教育・寺社施設用地地区 (F-2地区) 制限なし
建築物の壁面の位置の制限	制限なし
建築物の容積率の最低限度	制限なし
建築物の建築面積の最低限度	制限なし
建築物の緑化率の最低限度	制限なし

3 栄町第一地区整備計画区域

制限の区分	制限の内容
建築してはならない建築物	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (3) 個室付浴場業（建築基準法別表第2（い）項第7号に定めるものをいう。）に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの (4) 倉庫業を営む倉庫
建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、3・4・13焼津下小田線の道路境界線までの距離は2.0メートル以上、3・5・15焼津停車場線の道路境界線までの距離は2.1メートル以上とする。
建築物の容積率の最低限度	10分の20
建築物の建築面積の最低限度	200平方メートル
建築物の緑化率の最低限度	敷地面積の100分の6

別表第3中「第6条関係」を「第8条関係」に改め、同表中「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月1日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

（焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第1条 焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年焼津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう」を「勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう」に改める。

（焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年焼津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう」を「勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

焼津市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

焼津市下水道条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月1日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市下水道条例等の一部を改正する条例（案）

（焼津市下水道条例の一部改正）

第1条 焼津市下水道条例（昭和54年焼津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 除害施設の新設等の工事について、市長が特に知識及び技能を有する者として当該工事の申請の都度認める者が行うとき。
- (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるとき。

（焼津市下水処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 焼津市下水処理場の設置及び管理に関する条例（昭和45年焼津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。

（焼津市水道事業給水条例の一部改正）

第3条 焼津市水道事業給水条例（平成10年焼津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等（指定給水装置工事事業者及び他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者をいう。以下同じ。）」に改める。

第7条第2項及び第32条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

自主運行バス車両の取得について

下記のとおり、自主運行バス車両を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 取得物品 | 自主運行バス車両 |
| 2 | 取得方法 | 制限付き一般競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 25,299,742円 |
| 4 | 取得先 | 藤枝市水上14番地の1
静岡日野自動車株式会社藤枝営業所 所長 石橋 雅一 |

令和7年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

衛生車（バキューム車）の取得について

下記のとおり、衛生車（バキューム車）を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 取得物品 | 衛生車（バキューム車） |
| 2 | 取得方法 | 制限付き一般競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 40,868,120円 |
| 4 | 取得先 | 藤枝市堀之内一丁目12番地
いすゞ自動車中部株式会社 藤枝支店 支店長 青柳 靖之 |

令和7年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市役所大井川庁舎改修工事（建築工事）（債務負担）請負契約の締結について

焼津市役所大井川庁舎改修工事（建築工事）（債務負担）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 焼津市役所大井川庁舎改修工事（建築工事）（債務負担） |
| 2 契約の方法 | 制限付き一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 297,880,000円 |
| 4 契約の相手方 | 焼津市上小杉977番地
株式会社斎藤工務店 代表取締役 斎藤 兼司 |

令和7年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、焼津市道の路線を次のとおり認定する。

令和7年9月1日提出

焼津市長 中野 弘道

路 線 名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
五ヶ堀之内道南分譲地十二号線	焼津市五ヶ堀之内 1015 番 9 地内	
	焼津市五ヶ堀之内 1015 番 9 地内	

令和7年度焼津体育館建設工事（建築工事）（債務負担）請負契約の締結について

令和7年度焼津体育館建設工事（建築工事）（債務負担）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和7年度焼津体育館建設工事（建築工事）（債務負担）
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）による契約
- 3 契約金額 2,260,500,000円
- 4 契約の相手方 橋本・斎藤特定建設工事共同企業体

代表構成員	焼津市本町二丁目2番1号 株式会社橋本組 代表取締役 橋本 真典
その他構成員	焼津市上小杉977番地 株式会社斎藤工務店 代表取締役 斎藤 兼司

令和7年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

令和7年度焼津体育館建設工事（電気設備工事）（債務負担）請負契約の締結
について

令和7年度焼津体育館建設工事（電気設備工事）（債務負担）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和7年度焼津体育館建設工事（電気設備工事）（債務負担） |
| 2 | 契約の方法 | 制限付き一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 169,400,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 焼津市大栄町二丁目5番2号
株式会社富士電工
代表取締役 池谷 孝宣 |

令和7年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

令和7年度焼津体育館建設工事（機械設備工事）（債務負担）請負契約の締結
について

令和7年度焼津体育館建設工事（機械設備工事）（債務負担）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和7年度焼津体育館建設工事（機械設備工事）（債務負担）
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 253,000,000円
- 4 契約の相手方 焼津市西小川二丁目11番地の12
株式会社大洋アレスコ
代表取締役 村松 孝保

令和7年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

令和6年度の焼津市の財政の健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、令和6年度の健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告する。

令和7年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

1 健全化判断比率

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	5.7%
将来負担比率	—

2 資金不足比率

水道事業会計	—
病院事業会計	—
公共下水道事業会計	—
温泉事業特別会計	—

令和6年度の焼津市の財政の健全化に関する比率の報告について（参考資料）

1 一般会計等に係る健全化判断比率

項 目	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.82%	20.00%
連結実質赤字比率	—	16.82%	30.00%
実質公債費比率	5.7%	25.00%	35.00%
将来負担比率	—	350.00%	

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されません。

※ 将来負担比率はマイナス値となるため、算定されません。

2 公営企業に係る資金不足比率

会 計	比 率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
病院事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	
温泉事業特別会計	—	

※ いずれの会計においても、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されません。

3 各比率について

(1) 実質赤字比率

＝一般会計等の実質赤字額／標準財政規模×100

△3,269,958 千円（黒字）／29,666,619 千円×100＝△11.02%

(2) 連結実質赤字比率

＝地方公共団体の連結実質赤字額／標準財政規模×100

△7,860,217 千円（黒字）／29,666,619 千円×100＝△26.49%

(3) 実質公債費比率

＝一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金／（標準財政規模－算入公債費等の額）×100 （3か年平均）

(6.35949+6.41463+4.58032)／3＝5.7%

令和4年度：1,587,290 千円／24,959,387 千円×100＝6.35949

令和5年度：1,648,161 千円／25,693,790 千円×100＝6.41463

令和6年度：1,204,114 千円／26,288,877 千円×100＝4.58032

(4) 将来負担比率

=一般会計等が将来負担すべき公営企業等を含めた実質的な債務／（標準財政規模－算入公債費等の額）×100

$$\triangle 8,001,781 \text{ 千円} / 26,288,877 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 30.4\%$$

(5) 資金不足比率

=公営企業ごとの資金の不足額／事業の規模×100

水道 $\triangle 1,919,333 \text{ 千円 (黒字)} / 1,952,097 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 98.3\%$

病院 $\triangle 1,806,777 \text{ 千円 (黒字)} / 12,996,353 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 13.9\%$

下水道 $\triangle 274,468 \text{ 千円 (黒字)} / 629,200 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 43.6\%$

温泉 $\triangle 1,000 \text{ 千円 (黒字)} / 27,238 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 3.7\%$

私債権の放棄について

焼津市債権管理条例（平成22年焼津市条例第9号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月1日提出

焼津市長 中野 弘道

放棄した私債権の名称	放棄した私債権の額		放棄した事由			その他必要な事項
	金額（円）	件数	放棄理由	金額（円）	件数	
奨学資金貸付金元金収入	486,000	5	債務者が失踪、行方不明その他の事情にあり、徴収の見込みがないもの	486,000	5	放棄した期日 令和7年3月31日 時効期間 10年
水道料金	551,481	181	債務者が失踪、行方不明その他の事情にあり、徴収の見込みがないもの	545,069	177	放棄した期日 令和7年3月31日 時効期間 2年
			破産法、会社更生法その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたもの	6,412	4	

専決処分事件の報告について

「構築物破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和7年8月4日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

専第11号

構築物破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、構築物破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和7年8月4日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 308,814円

専決処分事件の報告について

「構築物破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和7年8月4日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

専第12号

構築物破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、構築物破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和7年8月4日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 373,450円

専決処分事件の報告について

「交通事故に起因する損害賠償事件について」を令和7年8月15日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

専第13号

交通事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和7年8月15日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 297,000円